～ 職場内で掲示･回覧願います ～

協会けんぽ青森支部からのお知らせ（令和2年３月）

令和2年度受診分より、
生活習慣病予防健診の申し込み方法が変わります。

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助しています。令和2年度の健診は、３月よりご案内を開始しますので、ぜひ受診をご検討いただきますようお願いいたします。

令和元年度まで、生活習慣病予防健診を受診するにあたり、健診機関へのご予約に加え、協会けんぽに対する申込みをいただいておりましたが、

加入者（被保険者）・事業主様の事務軽減のため、令和２年４月１日受診分から、協会けんぽへの申込みを廃止することといたしました。

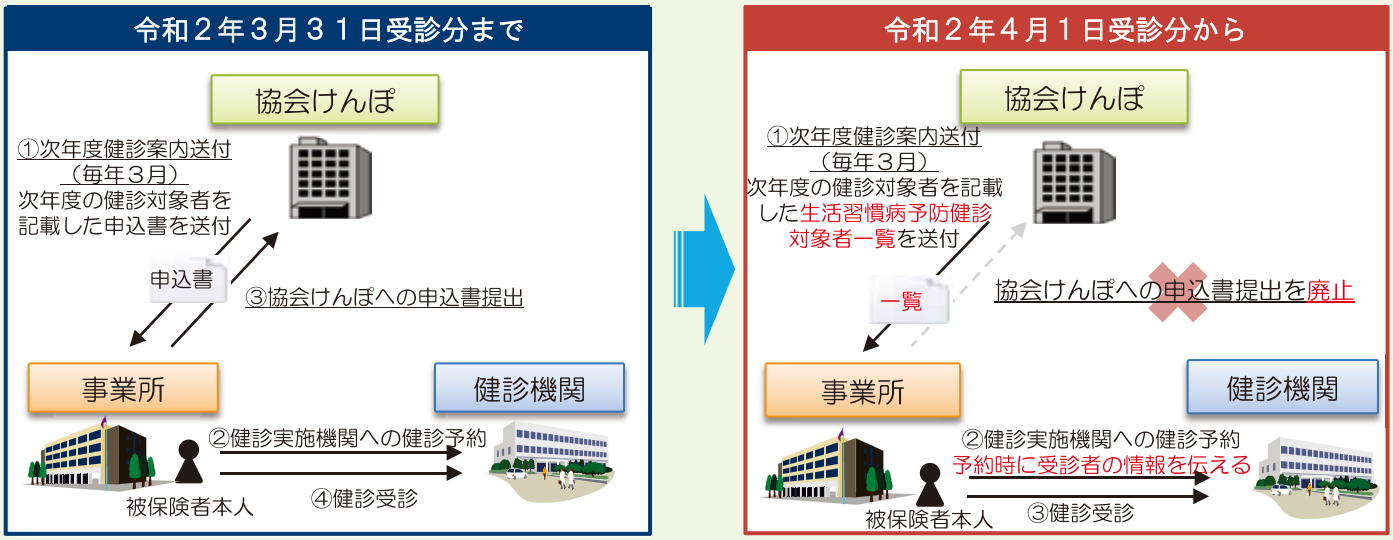

健診実施機関への予約申込みについて

令和２年４月１日受診分より、健診実施機関への予約申込みを行う際には、健診実施機関に対して下記の情報をお伝えいただくようお願いいたします。
（協会けんぽへの申込書の提出は不要です。）

〇お名前　〇ご連絡先　〇生年月日　〇受診する健診項目、健診予定日等の情報
〇保険証に記載されている記号・番号　〇保険証に記載されている保険者番号　など

情報提供サービス（事業主様向け）の機能が一部変更されます。

申込書の廃止に伴い、令和２年２月25日（火）より、情報提供サービスの機能が一部変更となります。

【令和２年２月25日（火）から】
- 健診対象者一覧について、健診実施機関への予約申込みに活用できるよう、ファイル形式を「txt」から「csv」に変更し、ファイル項目についても、項目順の変更や項目の追加を行います。
- 健診申込ファイル編集ツールがダウンロードできなくなります。

【令和２年４月１日（水）から】
- 健診申込登録の機能が廃止されます。

ご退職後の健康保険は、**国民健康保険**・**協会けんぽの任意継続**・**ご家族の健康保険**からご自身で選択いただけます。

協会けんぽの任意継続制度のご案内

加入者（任意継続被保険者）となるための要件

①資格喪失日の前日（退職日）までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること
②資格喪失日から20日以内に、「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること

申請方法について

- 「任意継続被保険者資格取得申出書」は、お住まいの住所地を管轄する協会けんぽへ郵送でご提出願います。※資格取得申出書は、青森支部ホームページからダウンロードできます。
- 被扶養者となる方がいる場合、必ず被扶養者のマイナンバーをご記入願います。要件により、別途添付書類が必要な場合がございます。16歳未満の方は収入を証明する添付書類が不要です。

	在職時より引き続き扶養家族となる場合	新たに扶養家族となる場合
被保険者（本人）と同居している	・収入を証明する書類	・続柄を証明する書類 ・収入を証明する書類 ・同居していることを証明する書類
被保険者（本人）と別居している	・収入を証明する書類 ・仕送りの事実と仕送り額の確認ができる書類	・続柄を証明する書類 ・収入を証明する書類 ・仕送りの事実と仕送り額の確認ができる書類

任意継続被保険者証発行の取り扱い変更点（令和元年10月より）

「任意継続被保険者資格取得申出書」をご提出いただく際に、「退職日の確認ができる書類」を添付していただくことで、日本年金機構から協会けんぽに提供される「資格喪失データ」の確認前に「任意継続被保険者証」の発行が可能となりました。

退職日の確認ができる書類

退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、健康保険被保険者資格喪失届写し等、資格喪失の事実が確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類

【図1】

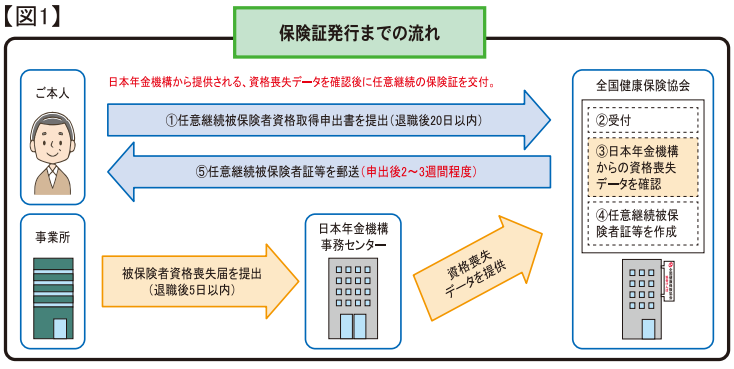

【図2】

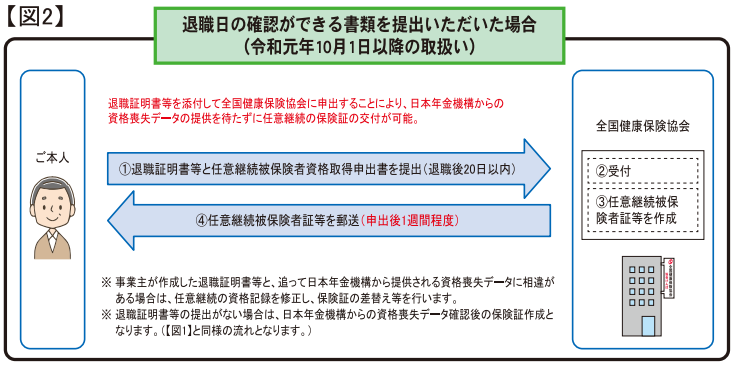

保険証のすみやかな回収・返却にご協力ください

退職された方・扶養から外れた方の保険証は速やかに回収し、管轄の年金事務所へお手続きの上、ご返却をお願いいたします。

また、保険証を添付できない場合は、管轄の年金事務所へ「被保険者証回収不能届」のご提出にご協力をお願いいたします。なお、回収不能届には対象の方の「連絡先電話番号」も併せてご記載ください。

全国健康保険協会 青森支部
協会けんぽ
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/aomori/

〒030－8552 青森市長島2－25－3
ニッセイ青森センタービル 8階　TEL 017-721-2799（代表）